

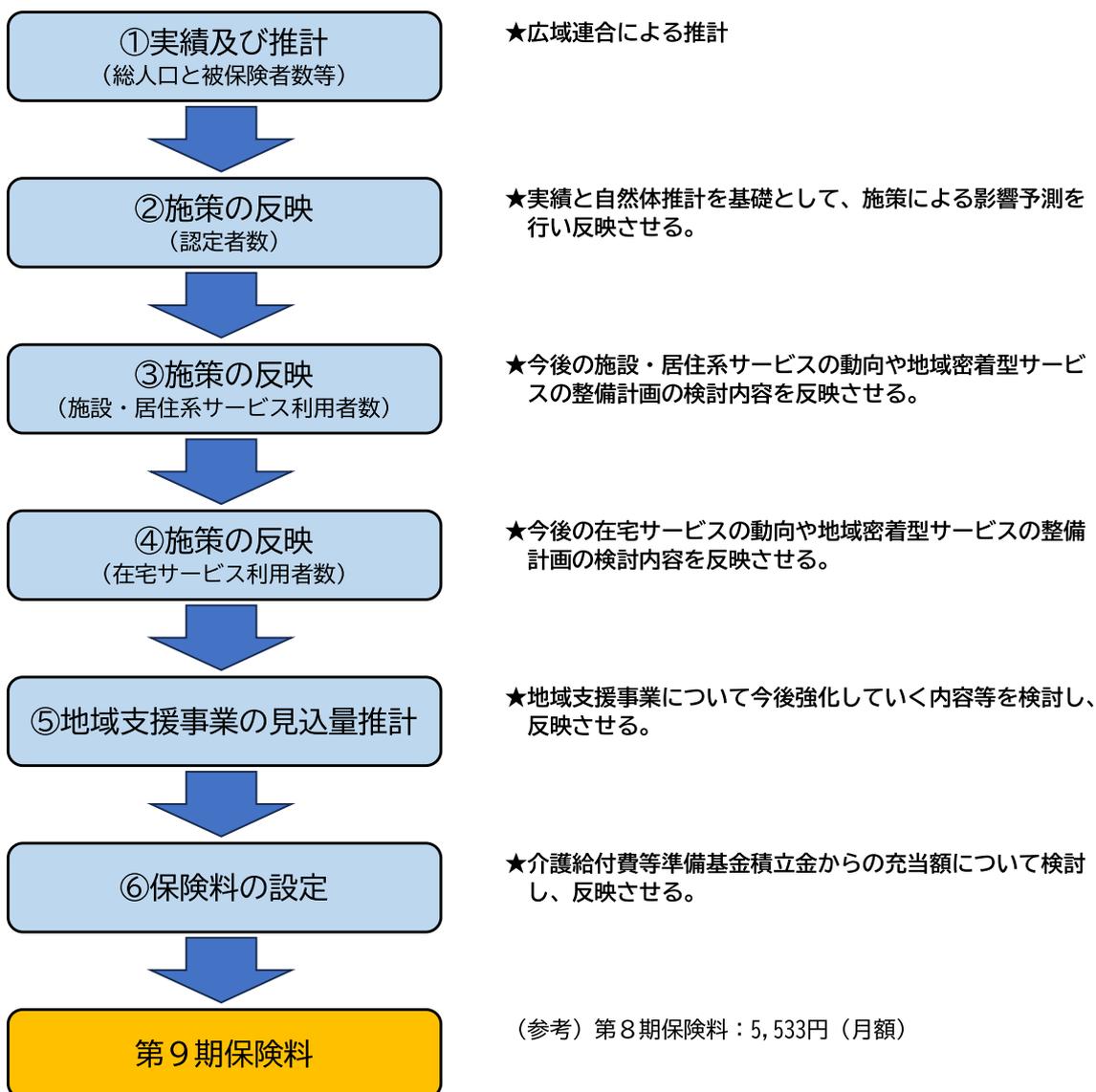
2 介護保険料の設定

(1) 介護保険料設定の考え方

第1号被保険者の介護保険料は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)の本計画期間中の介護サービスに要する費用等から設定します。

図表 5-1

■推計の流れ(国が提供する地域包括ケア「見える化」システムを利用した推計)



第9期介護保険料算定の課題について

第9期介護保険料算定に向けて検討しているところですが、次のような課題を抱えており、現段階で正確な金額を算定することが困難な状況です。

1 総給付費の見込み

- ① 令和6年度介護報酬改定について、現段階で未確定（国が年末に結論）
- ② 第9期中に介護報酬改定が複数回実施されることを想定するように指導あり
- ③ 利用者負担の「2割負担の対象拡大」について、現段階で未確定
- ④ 令和2・3・4年度は、新型コロナウイルス感染症対策の行動制限等によるサービスの利用控えなどの影響を受けており、認定者数、サービス利用者数の推計にあたり、実績を参考にしにくい。

2 所得段階別の保険料率

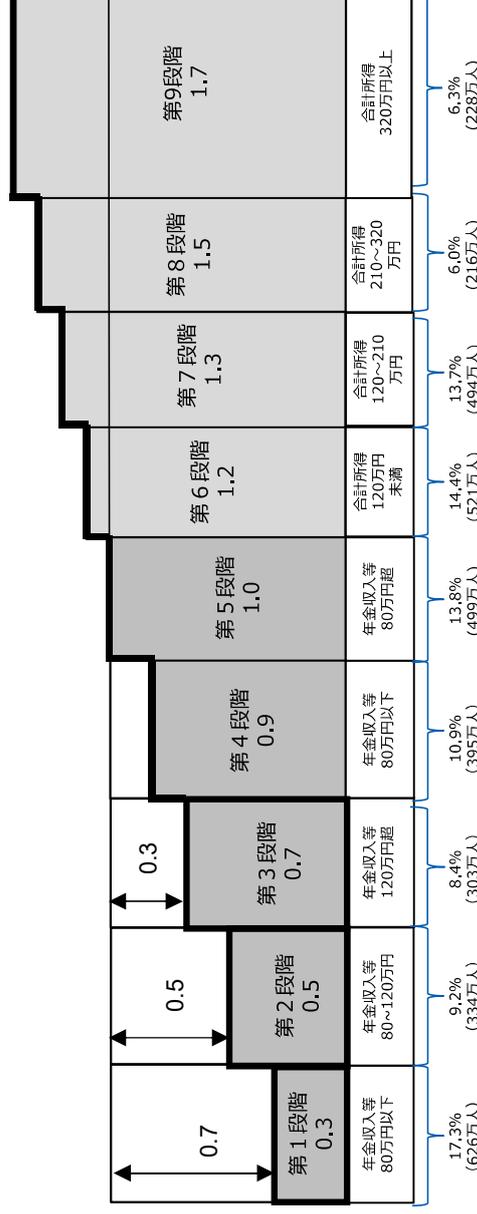
- ① 国の基準（13段階）の保険料率との整合性
- ② 低所得者軽減に充当される公費の縮小（国が年末に結論）
- ③ 低所得者の保険料上昇を抑制するため、高所得者の保険料を充当する必要性あり
- ④ 広域独自の基準14段階、15段階の設定

3 介護給付費準備基金の取崩

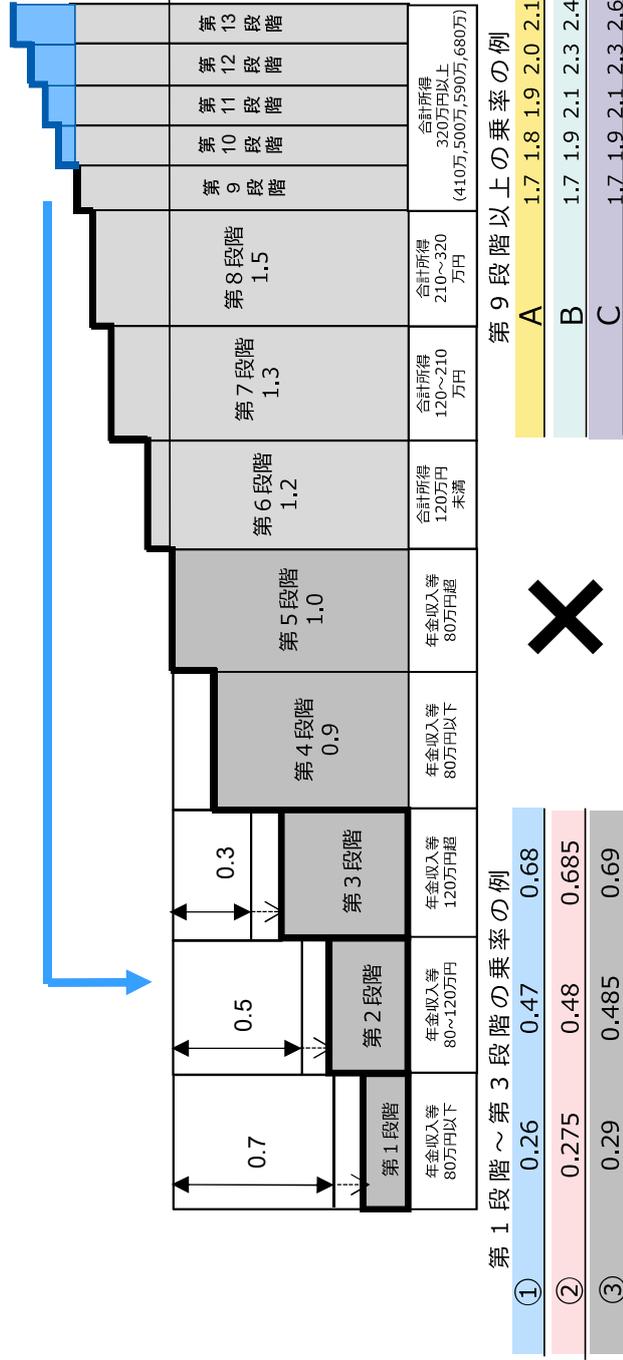
- ① 第8期末の残高見込約13億円のうち、9億円投入予定
（第9期介護保険料基準額 約280円/月↓）
- ② 基金残高の妥当性

- 1号保険料の見直しについて、具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担については、今後の介護保険部会等の議論を踏まえつつ年末までに結論を得るとされている。
- 7月10日の介護保険部会における自治体のご意見を踏まえ、保険者の第9期計画期間の保険料の検討等に資する観点から、介護保険部会での議論や既に多段階化を行っている保険者の実態を踏まえつつ、制度内の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、現段階で考えられる見直しの例を示すもの。

< 現行制度 >



< 見直し例 >



第1段階～第3段階の乗率の例

①	0.26	0.47	0.68
②	0.275	0.48	0.685
③	0.29	0.485	0.69

第9段階以上の乗率の例

A	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1
B	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
C	1.7	1.9	2.1	2.3	2.6

第9期保険料所得段階（案）

令和3～5年度

令和6～8年度

段階	対象者	保険料率	段階	対象者	国(案) ②-B			
第1段階	生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者 世帯全員が市町村民税非課税者であって、 老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市町村民税非課税者であって、 前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.3 (0.45)	第1段階	生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者 世帯全員が市町村民税非課税者であって、 老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市町村民税非課税者であって、 前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	<u>0.275</u> (<u>0.445</u>)			
						第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、 前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.48 (0.65)
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90						
第5段階 (基準額)	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	第5段階 (基準額)	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の課税年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00			
第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20			
第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30			
第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50			
第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70	第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上410万円未満の人	1.70			
第10段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.80	第10段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が410万円以上500万円未満の人	<u>1.90</u>			
第11段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.90	第11段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が500万円以上590万円未満の人	<u>2.10</u>			
第12段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	1.95	第12段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が590万円以上680万円未満の人	<u>2.30</u>			
第13段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.00	第13段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が680万円以上800万円未満の人	<u>2.40</u>			
			第14段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人				
			第15段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人				

保険料率の見直し

多段階化・保険料率の見直し

注1) 「合計所得金額」とは、地方税法上の「合計所得金額」（収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額）のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、土地等の売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除します。

注2) 「その他の合計所得金額」は、注1)の合計所得金額から課税年金の所得金額を控除した金額です。

注3) 保険料率の括弧書き()は、公費負担による負担軽減前の保険料率です。

注4) 下線部は、前計画からの相違箇所です。

【参考資料】

介護保険事業試算（令和5年12月7日現在）

単位：千円

	合計	第9期		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額（A）	78,523,252	25,109,553	26,359,365	27,054,334
総給付費（財政影響額調整後）	75,055,089	24,018,014	25,204,703	25,832,372
在宅サービス	39,254,724	12,538,452	13,165,254	13,551,018
居住系サービス	9,502,321	2,932,857	3,212,788	3,356,676
施設サービス	26,298,044	8,546,705	8,826,661	8,924,678
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	1,262,158	408,346	420,597	433,215
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	1,798,706	557,854	598,578	642,274
高額医療合算介護サービス費等給付額	363,136	111,316	120,777	131,043
算定対象審査支払手数料	44,163	14,023	14,710	15,430
地域支援事業費（B）	4,496,850	1,438,330	1,500,561	1,557,959
介護予防・日常生活支援総合事業費（C）	2,615,820	811,320	873,551	930,949
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	1,108,296	369,432	369,432	369,432
包括的支援事業（社会保障充実分）	772,734	257,578	257,578	257,578
第1号被保険者負担分相当額（①：（A+B）×D）	19,094,623	6,106,013	6,407,783	6,580,827
第1号被保険者負担割合（D）	23%			
調整交付金相当額（②：（A+C）×5%）	4,056,954	1,296,044	1,361,646	1,399,264
調整交付金見込額（③）	1,727,354	456,207	585,508	685,639
調整交付金見込交付割合		1.76%	2.15%	2.45%
市町村特別給付費等（④）	4,316	1,350	1,418	1,548
市町村相互財政安定化事業負担額	0			
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	0			
準備基金の残高（前年度末の見込額）	1,300,000			
準備基金取崩額（⑤）	900,000			
保険料収納必要額（（①+②+④）-（③+⑤））	20,528,539			
予定保険料収納率	99.50%			

※見える化システムによる5%程度の報酬改定を見込んだ場合の試算です。
 国からの介護報酬改定等を踏まえ、最終的な推計値を算出・設定してまいります。